

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
松浦市	福島1（鍋串・里・土谷・原）	令和3年9月16日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	148.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者の農地面積の合計	97.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.38ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.71ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.19ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.6ha
（備考）	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題（複数選択可）

	集落の現状
1	<input type="checkbox"/> 担い手が確保できており、耕作を継続していく
2	<input checked="" type="checkbox"/> 担い手等が確保できていない
3	<input type="checkbox"/> 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある
4	<input type="checkbox"/> 耕作を継続していきたいが、農業所得が低い
5	<input type="checkbox"/> 耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている
6	<input type="checkbox"/> 鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している
7	<input type="checkbox"/> 集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている （具体的内容）
8	<input type="checkbox"/> その他（自由記載）

3 対象地区内における担い手（中心経営体）への農地の集約化に関する方針（複数選択可）

	方 針	担い手の詳細
1	<input checked="" type="checkbox"/> 地区内で担い手（中心経営体）を育成し、農地を集約する※	<input checked="" type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="checkbox"/> 新規就農者
	<input type="checkbox"/> 地区外で担い手（中心経営体）を確保し、農地を集約する※	<input type="checkbox"/> 農業者（地区外） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（地区外） <input type="checkbox"/> 新規就農者（地区外）
	<input type="checkbox"/> その他（自由記載）	

※

(参考) 中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	繁殖牛	12 ha		ha	
認農	B	繁殖牛	9 ha		ha	
認農	C	肥育牛	1 ha		ha	
認農	D	施設野菜	0.5 ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	4人		22.5 ha		0.0 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>(1) 担い手農家の育成・確保 活動組織において主要な役割を果たす農業者のうち、担い手農家の育成は活動組織の体制強化に繋がると判断するが、現状は担い手不足で、今後もこの状況を維持していくことは困難である。この問題は、共通認識であり、組織・集落全体で協議を進めるとともに、担い手を地域ぐるみでサポートし、農用地・施設の保全を図っていく。</p> <p>(2) 農地の利用集積 高齢者や離農希望者などの地域内の状況を把握し、今後耕作放棄地となる恐れがある場合は、地域住民・地位外住民等の協力により管理していく。農作業の高率化を図るため担い手への農地の利用集積について検討していく。実際は、中山間地域のため困難であるが、農地中間管理機構を活用することで担い手への利用集積が出来ないか検討を進める。</p>